

西ベンガル州のロックダウン期間延長に関する注意喚起
(対象期間: 令和3年6月16日～6月30日)

西ベンガル州政府は、令和3年6月15日(火)までの期限で、州内全域で実施している事実上のロックダウンを6月30日(水)まで延長することを発表しました。

対象期間中は、引き続き午後9時から翌午前5時までの間は、原則として外出禁止となりますので、御注意ください。

また、本延長に伴い、制限措置内容に変更もありますので、御注意ください。

なお、変更となる制限は、6月15日(火)午後6時から6月30日(水)午後6時まで適用となります。

主な制限措置内容は、次のとおりです。

- 1 学校・大学等の全ての教育機関は、継続して閉鎖とする。
- 2 州内を運行する鉄道(在来線)・バス、地下鉄および水上交通機関は、緊急時の移動およびエッセンシャルサービス従事者の移動を目的とした場合を除き、引き続き運休とする。
- 3 私用車・タクシーおよびオートリキシャーを使用する移動は、医療機関・空港等との移動の場合を除き、引き続き禁止する。
- 4 全ての社会的、文化的、学術的、興行的な集会・会合は、引き続き禁止する。
- 5 全ての美容室・床屋、映画館、ジム、スパおよびスイミングプールは、引き続き閉鎖とする。
- 6 裁判所、上水道事業、通信事業、消防、消毒事業、葬儀業などは引き続き通常どおりの営業を可能とする。
- 7 公園は、午前6時から午前9時の時間に限り、ワクチン接種完了した者のみウォーキングや運動を目的として利用することができる。
- 8 市場、青果店、精肉店、牛乳販売店、パン屋および鶏卵販売店などは午前7時から午前11時の時間に限り、営業可能とする。

9 上記8に該当する店舗を除いた商店は、午前11時から午後6時までの時間に限り、営業可能とする。

10 レストランおよびバー(ホテルおよびショッピングモール内店舗を含む)は、午後0時から午後8時までの間、収容人数の50%を上限までとして営業可能とする。

11 ショッピングモール等商業施設内の店舗は、午前11時から午後6時までの間、営業可能とする。

12 競技場・スポーツ施設における試合や競技会は、無観客を条件に開催可能とする。

13 民間企業は、午前10時から午後4時までの間、かつ25%以下の従業員数を上限に営業可能とする。

雇用者は、従業員の交通手段を確保するとともに、コルカタ市警察または地域役所からeパスの取得をする必要がある。

【西ベンガル州内におけるeパス申請ホームページ】

●コルカタ市警察管轄内(コルカタ市内)における移動の場合

: CORONA PASS 申請ホームページ

<https://coronapass.kolkatapolice.org/>

●地域内における移動の場合(コルカタ市警察管轄内を除く)

: 西ベンガル州地域内移動用eパス申請ホームページ

<http://epassintradistrictwb.semtwb.in/asp/passbooking.aspx>

●地域間の移動を伴う場合

: 西ベンガル州地域間移動用eパス申請ホームページ

<http://epassinterdistrictwb.semtwb.in/asp/passbookinginterdistrict.aspx>

今後、ロックダウンは延長、または制限内容が変更される可能性もありますので、詳細や今後の制限等については、公的機関や報道等から情報収集に努めてください。

【西ベンガル州政府ホームページ】

(1)新型コロナウイルス感染症に関するホームページ

<https://wb.gov.in/COVID-19.aspx>

(2) 本件ロックダウン延長に関する発表(令和3年6月14日付け)

<https://wb.gov.in/upload/MCLNEWS-210614124306465.pdf>

(お問い合わせ先)

在コルカタ日本国総領事館 領事

電話: +91-(0)33-3507-6830(代表)

領事班緊急連絡先: +91-(0)98310-13184

email: ryoji_kolkata@cc.mofa.go.jp

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>